

令和4年度

監査結果の概要を公表

監査委員は、市役所の仕事が生しく効率的に行われ、事業の効果を上げていくか、皆さんの納めた税金などが無駄づかいされていないかなどを確認しています。

定期監査

＜対象＞

市長部局(18課)、消防本部、議会事務局、教育委員会(3課)、農業委員会事務局、監査委員事務局、公営企業3事業(水道、公共下水道、農業集落排水)

＜期間＞

令和4年9月28日～令和5年2月21日

＜場所＞

監査委員事務局

＜方法＞

各所管の財務に関する事務や経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われ、住民福祉の増進のために効果を上げているかなどといった点に着目し、提出された資料や関連書類について担当課長などに説明を求め

ました。

主なものとして、予算の執行状況、補助金の状況、工事や委託業務などの各種契約状況、施設の管理状況について聞き取りを行いました。

＜結果＞

全体的に予算の執行状況や事務処理状況は、おおむね適正に処理されているものと認められました。

今後も市政発展のため、社会経済情勢の変化を見据えた適時・的確な行政運営と市民サービスの向上に、より一層努めるよう要望しました。

＜指摘事項＞

社会福祉課・契約事務手続きに一部不備が見受けられたため、関係法令にのっとり適正な事務処理に努めるよう求めました。

財政援助団体などの監査

＜対象と期間＞

①千葉交通株式会社…令和4年10月1日～28日

②社会福祉法人旭市社会福祉協議会…令和4年11月1日～29日

＜場所＞

①監査委員事務局

②社会福祉法人旭市社会福祉協議会

＜方法＞

市が補助金を交付している団体や公の施設の指定管理者に対し、補助金の管理運用状況、施設の管理や会計処理に関する事務などの執行状況などについて、事前に関係書類の提出を求め調査するとともに、市所管課長、補助団体職員、指定管理者に説

明を求めました。

＜結果＞

千葉交通株式会社については、補助金などの支出が目的に沿って適正に行われており、また、出納そのほかの事務も、おおむね適正に執行されているものと認められました。企画政策課における千葉交通株式会社に係る出納、そのほかの事務についても、おおむね適正に執行されているものと認められました。

社会福祉法人旭市社会福祉協議会については、補助金に係る出納そのほかの事務がおおむね適正に執行されており、飯岡福祉センターの指定管理業務についても、協定書に沿って適正に執行されているものと認められました。社会福祉課における社会福祉法人旭市社会福祉協議会に係る出納、そのほかの事務についても、おおむね適正に執行されているものと認められました。

監査委員

木村哲三、堀江通洋、向後悦世

問い合わせ先

監査委員事務局

☎ 62・5319



※監査結果は、市ホームページで見ることができます。